



総務省行政相談センター

まぐみみ福岡

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和 8 年 8 月 28 日
九州管区行政評価局

令和 8 年度行政相談月間の取組について

～終活講演・相談会等を開催～

総務省の「行政相談」は、国民の皆様からの行政に関する苦情や意見・要望を行政の制度・運営の改善につなげています。

総務省では、行政相談制度を広く国民の皆様にご活用いただけるよう、毎年 9 月から 10 月までの 2 か月間を「行政相談月間」と定め、この月間を中心として、全国一斉に相談所の開設、広報活動などの行事を実施します。

令和 8 年度行政相談月間：9 月 1 日（火）～10 月 31 日（土）

九州管区行政評価局では、行政相談月間に合わせ、行政機関及び士業団体の協力を得て、終活をテーマとした「終活講演・相談会」を北九州市で開設します。また、身近な場所で気軽に相談できる、福岡市内 3 か所（壱岐南、賀茂、香椎東）の公民館において「地域で学ぶ・相談する『終活サロン』」を開催します。開催日程は別紙のとおりです。

本件照会先

総務省九州管区行政評価局

行政相談課長 篠原

電 話：092-431-7082（直通）

メール：ksy31@soumu.go.jp

◆ **地域で学ぶ・相談する「終活サロン」**の開設日程

福岡市内3か所（壱岐南、賀茂、香椎東）の公民館で、「終活」をテーマとした講演会と無料相談会を開催します。

終活の進め方やエンディングノートの書き方について学ぶとともに、日常生活や将来の不安について、専門家に相談することができます。

日時	9月16日（水） 13:00～16:00	9月18日（金） 13:00～16:00	10月29日（木） 13:00～16:00
場所	壱岐南公民館 (福岡市西区戸切2丁目18-20)	賀茂公民館 (福岡市早良区賀茂1丁目33-7)	香椎東公民館 (福岡市東区香椎台1丁目3-7)
内容	○ 13:00～14:00 講演会 演題：「終活のすすめ～エンディングノートの書き方」 講師：福岡市社会福祉協議会 ○ 14:00～16:00 個別相談会		
参加機関	福岡市社会福祉協議会、福岡県行政書士会、 福岡法務局（賀茂・香椎東のみ）、行政相談委員、九州管区行政評価局		

終活とは、自分や家族のために将来について考え、事前準備を行う活動です。

残りの人生をどのように生きるかを前向きに考え、老後の生活を豊かにするための取組でもあります。
この機会に終活について考えてみませんか？



行政相談のマスコット
「キクーン」

◆ 一日合同行政相談所「終活講演・相談会」の開設日程

北九州市で「終活」をテーマとした講演会と無料相談会を開催します。

当日は複数の行政機関や専門家が連携を行い、相続登記、遺言、税金、年金などについての相談にお答えします。一度に複数の機関や専門家へ相談することができます。

日時	10月27日（火）10：30～16：00
場所	小倉井筒屋新館 9階パステルホール （北九州市小倉北区船場町1番1号）
内容	○ 10：30～11：30 講演会 演題：「あなたと家族をつなぐ相続登記」 講師：福岡法務局 ○ 11：45～12：45 講演会 演題：「わたしのこれからノート～エンディングノートの活用ポイント～」 講師：北九州市社会福祉協議会 ○ 13：00～16：00 個別相談会
参加機関	福岡法務局、福岡国税局、日本年金機構、北九州市、 福岡県弁護士会、福岡県司法書士会、福岡県行政書士会、 行政相談委員、九州管区行政評価局

《昨年度の様子》



終活講演会



個別相談ブース

◆ 地域イベントにおける行政相談ブースの開設日程

行政相談ブースでは、行政相談委員が暮らしの中のお困りごとについて相談を受け付けるほか、ボールペン、ポケットティッシュ等の広報物品を配布いたします。

なお、いずれの会場も予約不要です。

大川市	イベント名：大川木工まつり 日 時：10月12日（月・祝）10：00～15：00 場 所：大川中央公園（大川市大字上巻 335 番地）
飯塚市	イベント名：みんなの健幸・福祉のつどい 日 時：10月12日（月・祝）9：30 ～ 15：30 場 所：飯塚市総合体育館（飯塚市鯉田 1560 番地 5）
行橋市	イベント名：ウィズゆくはし福祉まつり 日 時：10月25日（日）10：00 ～ 15：00 場 所：ウィズ行橋（行橋市中津熊 501 番地）
大野城市	イベント名：まどかフェスティバル 日 時：11月7日（土）及び8日（日）9：00～15：00 場 所：大野城まどかぴあ（大野城市曙町 2 丁目 3-1）

《過去のイベントの様子》



大川木工まつり



みんなの健幸・福祉のつどい

◆ 総務省の行政相談とは？

行政相談は、担当行政機関とは異なる立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

◆ 行政相談委員とは？

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者です。行政などへの苦情や意見、要望を受け、相談者への助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

行政相談委員は無報酬でボランティアとして活動しています。

各市（区）町村に1人以上が配置され（全国で約5,000人）、当局管轄区域内では計166人（福岡県に157人、長崎県壱岐市及び対馬市に9人）が配置されており、市（区）役所・町村役場、公民館などで定期的に相談所を開設するなどしています。



公民館での開設



ショッピングセンターでの開設

◆ ご相談はこちらから

きくみみ福岡へのご相談



メール



対面



電話

福岡市博多区博多駅東 2-11-1
福岡合同庁舎本館 8 階

0570-090110
(平日、9:00~16:45)

行政相談委員による相談所



対面

各市町村担当の行政相談委員が相談所を開催しています。詳細はホームページをご確認ください。

デパート等での相談所



【福岡総合行政相談所】

日時：10:00~17:00（月～土）
場所：ソラリアステージ 6 階



対面

【北九州総合行政相談所】

日時：10:00~16:00（金）
場所：小倉井筒屋新館 8 階



総務省行政相談センター
まくみみ福岡

